様式第7号（第7条関係）

第　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

丸亀市長

療養の給付等に係る事前通知書

国民健康保険法第54条の3第4項の規定に基づき、貴世帯の下記被保険者に対しては、下記の日付より療養の給付等を行うことになりますので、同条第5項の規定に基づき、あらかじめお知らせします。

記

１　療養の給付等を行う対象者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏　　　名 | 住　　　　　　　所 | 生　年　月　日 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

２　日付

　　　　　　　　　　年　　月　　日

〈注意事項〉

(1)　療養の給付等を行う対象者は、医療機関の窓口で自己負担相当分(3割又は2割)を支払っていただきます。

(2)　マイナンバーの紐づけがされていない場合は、従来の資格確認書(特別療養)に代えて、資格確認書を交付します。